

# 議 事 録

会 議 名 称	令和5年度 第1回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	令和5年7月25日(火) 午後3時00分から午後5時00分まで
開 催 場 所	加古川市人権文化センター 中ホール
出 席 者	<委員> 石元 清英会長、筒井 由紀奈委員、魚住 信裕委員、浜田 時子委員、 谷津 勲委員、藤原 ひとみ委員、清田 美由紀委員、谷岡 智恵美委員 <事務局> 大歳市民協働部長、栗山市民協働部次長、田中市民協働部参事(兼)人権文 化センター所長、東人権文化センター副所長、三俣教育・研修係長、記村相 談・啓発係長、福田総務係長、本岡相談・啓発係指導主事、夫総務係主査
会 議 次 第	1 開会 2 議事 加古川市人権文化センター事業について 3 その他 4 閉会
配 付 資 料	・令和5年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより (No. 41、No. 42号) ・全国部落調査復刻版出版事件の高裁判決記事(出典:NHK)
傍聴者の数	3人

1. 開会	事務局	<p>本日はお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。まず、事前に送付させていただいております、</p> <p>資料1 令和4年度人権文化センター事業実施報告書  資料2 令和5年度人権文化センター事業予定について  資料3 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名簿  資料4 加古川市人権教育啓発推進審議会規則</p> <p>これらの資料はあらかじめ事前にお渡ししているものです。本日お持ちでおられない方はお申し出ください。</p> <p>次に当日配布資料として机上にお配りしていますものが</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局名簿</li> <li>・人権文化センターだよりNo.41、No.42号</li> </ul> <p>となります。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>本日、上田副会長、朝比奈委員、黒田委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>よって、出席状況は、委員11名中8名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第6条第2項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまより、令和5年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、市民協働部長の大歳よりご挨拶申し上げます。</p> <p>(部長挨拶)</p> <p>続きまして、今回、新たに委員になられた方が4名いらっしゃいますので各委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>なお、新任の委員におかれましては、一言、添えていただけるとありがたいです。</p> <p>自己紹介の順番については、はじめに石元会長、次に筒井委員から清田委員まで、その次に魚住委員から谷岡委員までという順番でお願いします。</p> <p>それでは、皆様よろしくおねがいします。</p>
-------	-----	---

委員	(委員自己紹介)
事務局	<p>なお、筒井委員、魚住委員、藤原委員の3名の任期は、前任者の残任期間の令和6年8月2日までとなっており、谷岡委員の任期は令和5年7月12日から令和7年7月11日となっておりますことを申し添えます。</p> <p>続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	<p>(事務局挨拶)</p> <p>それでは、本日の議事に入ります前に、石元会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。石元会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入ってまいります。議事の進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定により、会長にお願いしたいと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。議事に入ります前に本日の審議会に関しましては、原則公開としますが、内容の都合上、非公開とすべきと判断する場合は、非公開とさせていただきますと思ひます。</p> <p>それでは、今回の議事録署名人を決めておきたいと思ひます。本日の会議の議事録署名人は、谷津委員、清田委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事の「人権文化センター事業について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明にあたりまして、資料を2冊配布しております。</p> <p>資料1「令和4年度人権文化センター事業実施報告」につきましては、令和4年度の取組内容と目標達成について評価したもの、資料2「令和5年度人権文化センター事業について」は今年度の事業予定について記載したものととなります。</p> <p>本日は、資料1の冊子を中心に昨年度の取組を報告し、資料2につきましては、各事業の報告時にあわせて今年度の状況を追加で説明させていただく際に用います。</p> <p>資料が多く、全部まとめて説明しますと長くなりますので、質疑応答のため、途中で区切らせていただきます。</p>

それでは、事業の説明をさせていただきます。

まず、人権文化センター施設利用についてですが、令和4年度の実績は全体で21,596人、人権関係団体で3,729人の利用があり、いずれも令和3年度と比べると増加しています。令和3年度には4月から8月の間、大ホールが新型コロナウイルスのワクチン接種会場となったことにより、一般の貸館利用について大きく制限される状況がありましたが、令和4年度においてはそのような制限はなく、貸館利用について回復、増加の傾向にあります。令和5年度の4月から6月、3ヶ月間の実績は、利用人数が全体で6,238人という状況ですので、ご参考ください。

次に、展示コーナーの活用についてですが、加古川市内の小学校・加古川養護学校の児童・生徒作品の通年展示と、人権文化センターが企画する展示を実施していますが、通年展示については、令和4年度は15校の参加がありました。企画展示については、テーマに沿って各所からの借用により展示しているものや、人権の絵手紙など、人権文化センターが実施する事業と関連する展示などを実施しています。

登録団体についてですが、団体数としては、令和4年度も令和3年度と変わらず12団体です。ただし、新型コロナウイルスへの懸念から、年間を通じて活動を自粛された団体が1団体ありました。また、ウインターステージにおける登録団体の発表についても、新型コロナウイルスへの懸念から、登録団体協議会での検討の結果、自粛となりました。合計の会員人数としては、令和5年3月時点で201人となっており、昨年度からは増加が見られます。また、令和5年度においては、新たに「絵手紙サークル」が登録団体に加わり、登録団体の数が13団体となっています。

続きまして、センター人権学習講座について説明します。人権文化センターでは、対象者ごとに3段階の人権学習講座を実施しています。人権学習講座につきましては、令和4年度は人数制限などの感染対策をとりながら、ほぼすべての講座を開催することができました。

まず、人権学習初級講座（人権ひろば）についてですが、人権ひろばは一般の市民の方を対象とし、各地域の公民館に職員が外向き、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、市民の正しい理解を促すとともに、人権意識の高揚を図ることを目的として実施しています。開催は各公民館で1回ずつ、1年度で12回の実施となります。

令和4年度は、「同和問題」、「女性・子ども」、「LGBTQ+」、「高齢者」、「障がいのある人」、「多文化共生」という6つのテーマで各2回ずつ実施し、12会場で延べ815名の方に参加いただきました。

また、コロナ禍の対応として、当日会場にて参加いただけない市民の方にもご覧いただけるよう、許可をいただいた講師に限定されますが、講演の様子を YouTube にて動画配信しました。配信期間での視聴回数は、延べ 512 回となっております。令和 5 年度の予定につきましては、令和 4 年度と同様の 6 つのテーマ、12 会場で予定しております。また、新規参加者を増やすため、市教育委員会のツイッターへの書き込みなどを行い、市民への周知を図っております。

次に、人権学習中級講座（人権学習専門講座）についてですが、「人権学習専門講座」は初級講座などを踏まえ、一定程度以上の知識と意欲のある市民に地域でのリーダーとなっていただくべく、地域の人権リーダー育成を目指し、人権課題ごとにシリーズとして学習していただく場としてしています。具体的には、人権に興味を持ち勉強を続けておられる市民の方々や学校の先生方を対象としています。開催は人権文化センターで、年 4 回の実施としております。テーマは「同和問題」ともう一題としており、令和 4 年度は「同和問題」と「ヤングケアラー」をテーマに、各 2 回ずつの講座を開催し、4 回で延べ 231 名の方に参加いただきました。令和 5 年度につきましては、「同和問題」と「LGBTQ+」をテーマに、すでに 4 回の講座を終え、延べ 241 名の参加をいただきました。

次に、人権学習上級講座（人権リーダースキルアップ講座）についてですが、「人権リーダースキルアップ講座」は、地域における人権教育の中核となるリーダーの養成を図るため、人権問題を系統的に実践的に学ぶ機会を提供し、人権相談の基本と実践的なテクニックを取得することを目的とし、人権アドバイザーの方や指導主事などを対象としています。

開催は人権文化センターで、原則、年 7 回の実施としてしています。令和 4 年度は、講師の都合により 4 回目の講座が中止となりましたが、6 回で延べ 226 名の方に参加いただきました。

令和 5 年度につきましては、年 7 回を予定しております。これら初級、中級、上級の各人権学習講座において、受講者にアンケートを記入いただき、今後の講座の進め方の参考とさせていただいております。アンケート結果の一部は市ホームページで公開しております。

地域に学ぶ体験学習支援事業と人権教育推進市町事業については、小中学校を対象にした事業になります。地域に学ぶ体験学習については、11 学級、人権教育推進市町事業では、16 学級の計 27 学級が実施しました。令和 3 年度の参加者は延べ人数 1,531 人でしたが、令和 4 年度は延べ人数 3,350 人と多くの学級において増加しました。令和 5 年度は、地域に学ぶ体験学習事業は、10

学級、人権教育市町事業では、15 学級において実施いただいております。

次に人権教育振興事業は、主に園児、入園前の幼児、保護者、地域住民を対象とした、人権課題の解消を目指した取組で、幼稚園・こども園を対象にした事業になります。

令和 4 年度は、幼稚園 13 園、子ども園 3 園の計 16 園が実施し、延べ 272 時間取り組んでいただいております。令和 5 年度は、令和 4 年度より 1 園増えて幼稚園 14 園、こども園 3 園において実施いただいております。

全市交流学習会については、全学級の児童・生徒が集まって交流を深めるための会となっています。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染対策のため、午前中のみで開催方法で計画を進めておりましたが、第 7 派の影響を受け、直前でやむなく中止としました。令和 5 年度は 9 月 9 日（土）に開催予定です。

次に、ふれあい交流事業補助金についてですが、令和 4 年度は 15 校区からの申請がありました。なお、令和 4 年度においても、令和 3 年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大により事業を中止とした場合に、準備に要した費用やキャンセル料などについても補助対象としていましたが、その対象となったところは 1 校区ありました。その他の 14 校区については実際に事業の実施がなされています。令和 4 年度は令和 3 年度と比べると申請の数は増加していますが、やはり、新型コロナウイルス感染への懸念から事業を中止せざるを得なかった状況が伺えました。事業を実施されたところでは、研修会や作品展を分散で開催されるなど、工夫された例がありました。

次に人権のまちづくり事業に関しては、令和 4 年度は、令和 3 年度に活動を中止した団体に再度参加を呼びかけ、1 団体戻り、計 10 団体参加申し込みがありました。しかし、2 団体よりコロナ禍のため活動を中止したいと申し出があり、最終的に 8 団体が活動しました。令和 5 年度も、8 団体が活動を計画しておりましたが、1 団体が 5 月末に中止を決定されました。

加古川市人権・同和教育協議会は市内の各校区同協（校区人権・同和教育協議会）、企業人権・同和教育協議会及び人権に関する関係機関団体等と連絡調整を図り、市内全域で啓発を行ったり、研修、講演会等を開催したりしております。

加古川市人権・同和教育協議会に関して、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染対策を取りながら、可能な限り事業を進めました。全国水平社創立 100 周年と関連させ、今なお残る同和問題解消に向けての学びを得るために、テーマを同和問題として人権フォーラムや人権啓発セミナーを開催しました。人権フォーラムは、人数を絞っての開催となりましたが、586 名の方が参加しま

		<p>した。令和5年度は、人権フォーラムにおいて、「LGBTQ+」、セミナーにおいては「外国人」をテーマに研修を行う予定としております。また、明石市において、全国人権教育研究大会も予定されております。</p> <p>次に「加古川市人権啓発推進員協議会」は、条例に基づき、効果的な人権啓発の推進を図ることを目的として、人権啓発推進委員を中心に、研修会、啓発活動等を進めていただいております。令和4年度は新型コロナウイルス感染対策に十分留意して、すべての事業を進めました。(年度末366名に委嘱し、任期は2年)しかし、コロナ禍により町別懇談会の中止等、活動がままならない地区が多かったため啓発マスクを作成し各地区で配布して頂きました。令和5年度は、協議会結成50周年を迎えますので、記念事業等が計画されています。</p> <p>次に、「加古川市企業人権・同和教育協議会」は本市内の企業内における同和教育を根底とした、人権教育の浸透を図り、明るい職場づくりと社会を作ることを目的とした企業の中における人権啓発、人権教育の取組を推進する協議会の取組です。令和4年度は加古川市内の企業156社が加盟しており、令和5年度においても同様の加盟数となっております。</p> <p>ここまでで、前半部分の説明とさせていただきます。</p> <p>会長 それでは今説明のあったところでご質問等ございますでしょうか。</p> <p>会長 私から1点お伺いしたいのが、人権文化センター施設利用のところですが、実績をみると令和2年度と3年度については人権文化センターが新型コロナウイルスワクチン接種会場となっていたため、利用者数が平年に比べ大幅に減っています。しかし令和4年度をみると、世の中はまだコロナ禍だったわけですが、人権文化センターの利用人数が21,596人でコロナ禍前の年度に比べても多く、また、今年度の数字を見ますと、第一四半期までで、もうすでに6,238人利用していて、単純に4をかけると年間で25,000人くらいの見込みとなります。利用者が増えるのはいいことですが、徐々に利用者等が戻りつつあるというのが全国的な傾向である一方で、前年度ですでに平年並み、今年度は平年比大幅増という見込みになるのは、どのような要因が考えられるのでしょうか。</p> <p>事務局 令和2年度3年度については、ご指摘のとおりワクチン接種会場となった時期があり貸館を利用いただけない時期もありましたし、また、利用できる期間でも利用人数を本来の定員の半分に</p>
--	--	---

		<p>するなどの様々な制限がありました。令和4年度については、それらの制限を撤廃したということがあります。</p> <p>また、周辺の施設でコロナ禍により使えないところがあったということも、利用者数が増加した一因として考えられます。</p>
	<p>委員</p>	<p>人権学習講座についてですが、私は人権擁護委員という立場なので市から講座の案内が直接郵送されてきて、時間があれば参加もさせていただいているのですが、初級、中級、上級とそれぞれの講座について、それぞれどういう形で参加者へ案内をしているのでしょうか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>まず初級の人権ひろば、中級の専門講座の2つに関しては広報かこがわ及びホームページに参加者の募集について掲載しております。また、人権ひろばは市民であればどなたでも参加いただけるということで、各会場の地区の掲示板に掲載していただいたり、地区によっては校区同協や公民館の登録団体が参加しているところもあり、各団体からのご案内という形でも周知をさせていただいております。また、人権文化センターだよりも講座について記載をしております。各公民館等において配架・配布しております。上級講座につきましては、対象が人権アドバイザーと教職員ですので、アドバイザーについてはご本人に直接、教職員については教育委員会に対してのご案内させていただいております。</p> <p>追加で説明申しあげますと、中級講座については、過去に中級講座を受けられた方へもご案内をさせていただいております。</p>
	<p>委員</p>	<p>各講座の講師はどういった方なんですか。専門知識があるような方なののでしょうか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>講師の選定については、県や近隣市の研修等を職員が実際に受講し、本市でも講演いただきたい内容であると判断すれば、講師に直接アポイントメントをとるという形で行っております。</p>
	<p>会長</p>	<p>もう1点私から質問いたします。人権まちづくり事業について、活動団体が8団体となっているのは参加団体がもともと16団体あったのが令和4年度には10団体に減って、さらに、年度途中で2団体減ったので最終的には8団体となったということですか。</p> <p>それと自己評価のところで令和3年度に活動を中止した団体に再度参加を呼びかけ1団体のみ活動を再開したというのは、令和3年度に活動を中止した団体に呼び掛けて令和4年度に1団</p>



	事務局	<p>体、活動再開したと読めばいいですか。令和3年度中に再開したとも読めますので少しわかりにくかったです。8団体のうちの1団体は活動を再開した団体なのかということです。</p> <p>令和元年度には16団体の活動があったものが、令和3年度には9団体の活動ということで、令和2年度から令和3年度にかけて、活動をされる団体が7団体減少しました。令和4年度はその7団体に活動再開をお願いしたところ、1団体から活動再開のご連絡をいただきました。よって、令和4年度当初は10団体が活動する見込みでしたが、コロナ禍によって活動を中止するということが年度途中で2団体から申出があり、令和4年度末実績として、8団体の活動となったものです。</p>
	会長	<p>その活動を中止した2団体のうち1つは活動を再開する予定だった団体ですか。</p>
	事務局	<p>そうです。</p>
	会長	<p>わかりました。最初に読んだときに10に減ったと書いてあったんですが、10という数字が表にないのでこのことを指しているんだろうと疑問に思いました。あとから読んだら、10から2減ったということですね。</p>
	会長	<p>他に質問がないようでしたら、事務局、説明の続きをお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、啓発イベント活動について説明します。</p> <p>まず、かこがわハートフルフェスタについてですが、明るく親しみやすい雰囲気の中、子どもから大人まで幅広い世代の方に楽しみながら身近な人権について学んでいただくイベントとして、夏、8月11日の山の日、市民会館にて開催しています。令和4年度は、オープニングイベントで兵庫大学の学生ボランティアの方に絵本「しょうぼうじどうしゃ じふた」の読み聞かせを熱演いただき、映画「リメンバー・ミー」を上映しました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染対策として定員を500人に減らして開催し、248名の方に参加いただきました。</p> <p>令和5年度は、山の日ではなく8月27日になりますが、昨年度同様、兵庫大学の学生ボランティアによる絵本の読み聞かせ「ともだちや」を行い、映画「トイ・ストーリー4」を上映する予定です。</p> <p>次に、ウインターステージについてですが、人権にかかわる映</p>

画上映会や音楽鑑賞を通して、楽しみながら人権問題を考えるイベントとして、毎年2月に開催しています。

令和4年度は映画「彼らが本気で編むときは、」を上映し、108名の方に参加いただきました。令和5年度は、2月17日に映画「あん」を上映する予定です。

次に、「人権カレンダー」について説明します。この事業につきましては、幼児から高齢者まで、広く一般市民に募集し、日常生活の中で、人権擁護や人権尊重の精神について、市民が意識し、そういったイラストなどを用いた絵手紙を集めてカレンダーを作るという事業です。広報かこがわ7月号でイラスト作品の募集を行いまして、12月に広報かこがわと同時に市内の各戸に配布しております。令和4年度は学校園からの応募が減ったため目標に届きませんでした。令和5年度につきましては、すでに募集をかけており、例年通り校長会や園長会等で周知を行いました。

次に、啓発活動についてですが、これは人権啓発推進強調月間である8月と、人権週間がある12月に実施する啓発活動です。8月については、当初は街頭啓発活動を計画していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大への懸念から、街頭啓発活動は中止し、その代わりに、市内の4図書館と、市民交流ひろば及び人権文化センターに啓発物資を設置しました。12月には、街頭啓発の形に戻し、加古川駅前と市内の商業施設（ニッケパークタウン、イオン加古川店、グリーンプラザ別府）で街頭啓発を実施しました。令和5年度については、8月、12月とも街頭啓発のかたちで予定をしており、8月は加古川駅前、東加古川駅前、宝殿駅前、山陽電車の別府駅前の4箇所、12月は加古川駅前、ニッケパークタウン、イオン加古川店、グリーンプラザ別府の4箇所で実施を予定しています。

続いて、「人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マーク」について説明します。この事業につきましては、8月に行っております「人権を大切にする市民運動」の一環としての事業です。主に小学校、中学校、養護学校の児童生徒に募集を呼び掛け、ポスターや人権マークを集って、それをもとに8月に市内全域に掲示するポスターを作成し、市民の人権啓発を行っております。選ばれた優秀作品につきましては市役所の五角柱に掲示したり、クリアファイルに印刷して市民に配布したりするなどの啓発活動に取り組んでおります。

続いて、五角柱へのキャッチコピー、ロゴマークの掲示についてですが、これは、先ほど説明させていただいた募集作品のうち、キャッチコピーとロゴマークの優秀作品について、8月から、加古川市役所敷地内にあります五角柱に掲示をして、啓発をはかるというものです。

次に、人権文化センターだよりについてです。今回、お手元には今年度4月と6月に発行したものを配付しております。

人権文化センターでは、例年、センターだよりを4月、6月、10月、12月、2月と5回発行しています。令和4年度は、それ以外にも、8月、11月に臨時号を発行し、コロナ感染対策により町内会回覧がストップしていたため、HPへの掲載、市内公共施設への配布という方法で周知を行いました。また、それ以外にも広報かこがわの人権コラムを4月、6月、12月、3月と、4回掲載いたしました。令和5年度の予定につきましては、定例の5回発行と、8月には臨時号の発行を予定しています。12月発行分につきましては、町内会回覧を予定しています。

コラムなどの原稿につきましては、人権アドバイザーの方にも依頼しており、その時節の身近な話題を題材としていただくことで、様々な視点での人権啓発につなげていきたいと考えています。

次に、人権関連図書の貸出、ビデオ・DVDの貸出について、説明いたします。人権文化センターでは、人権学習に活用いただくため、各種の人権関連図書、及びDVDを教材として揃え、貸し出しています。

図書につきましては、令和4年度、81名の方に計658冊の貸し出しを行いました。新規購入した図書は96冊で、市民の方の要望に応えるための図書リクエストカードも設置しています。令和5年度6月末現在では、28名の方に150冊の貸し出しを行っているという状況です。図書の購入に関しては、引き続き、新刊の発行状況等を見ながら購入を進め、購入した図書につきましては、人権文化センターだよりや市のホームページに掲載し、市民の方へご案内する予定です。

続いてビデオ・DVDにつきましては、令和4年度の貸出件数は525件となっています。令和4年度は「同和問題」、「LGBTQ+」、「職場」、「障がい者」などのテーマに係るDVDを14本新規購入し、コロナ禍ではございましたが、令和3年度と比較すると、徐々に町内、学校、職場などで人権研修の開催が増え、利用が増えました。令和5年度6月末現在では、貸出件数は110件となっています。

今後も、地域の方々にとって、わかりやすく、より活用しやすいものを揃えていきたいと考えています。

次に、人権アドバイザー活動について説明します。平成27年度より人権アドバイザーを設置しています。人権アドバイザーとは、人権教育及び人権相談の実践に熱意を持ち、教育的識見を有する方を人権アドバイザーとして委嘱し、人権教育に係る指導・助言や人権相談に対応いただくというものです。具体的には、地

	<p>域の各種団体、行政機関からの要請を受け、人権研修や地区別懇談会で指導・助言を行い、市民の人権教育推進を図るとともに、月 1 回の公民館における市民からの人権相談への対応を行っています。令和 4 年度は 18 名体制で活動しており、128 回の派遣要請がありました。なお、参加人数の多い学校関係の人権研修において、人権アドバイザーが分科会の進行を担当するなど、活動の場を広げる先鞭となりました。令和 5 年度につきましては、19 名体制で活動しています。</p> <p>資料作成時、6 月末現在の数値が未確定であったため、5 月末現在の数値を記載しておりますが、こちらの数値に誤りがございましたので、修正をお願いします。表の一番下の項目「研修受講者数（市内）」の欄で令和 5 年度（5 月末現在）1, 616 人を 454 人に、令和 4 年度（実績）7, 294 人を 6, 208 人に修正をお願いいたします。</p> <p>また、6 月末現在の数値が確定しましたので、口頭で報告させていただきます。研修会講師に関すること 135 回、相談に関すること 63 回、研修会受講に関すること 163 回、人権アドバイザー講師による研修会回数 109 回、研修受講者数（市内）1, 415 人となっております。</p> <p>続いて、人権相談事業について説明させていただきます。「人権文化センター人権相談」では人権相談専用ダイヤルを開設し全職員で対応しております。社会情勢による影響か、令和 3 年度 113 回に比べ、令和 4 年度 159 回と増加しております。令和 5 年度は、6 月末現在で 62 件となっており、これまで以上に相談が増えてきています。</p> <p>続いて、「公民館巡回人権相談」は、市内 12 公民館で、毎月 1 回巡回人権相談を開設しています。相談者に対しては、人権アドバイザー 2 名で対応しています。令和 4 年度は 7 件の相談があり、令和 5 年度は、6 月末現在 1 件の相談が寄せられています。</p> <p>続いて、「インターネットモニタリング事業」について説明します。インターネットへの差別的な書き込みに対する削除要請や監視等の事業です。昨年度は 60 回実施し、発見した 90 件のうち、61 件をサイトへの削除依頼対象、29 件を法務局（兵庫県県民生活部総務課へも情報提供）への削除依頼対象とし、それぞれ、14 件、1 件の削除を確認しています。令和 5 年度は、3 か月間で 15 回実施し、13 件発見しました。うち 1 件は、法務局及び県へ報告しております。</p> <p>以上で、令和 4 年度加古川市人権文化センター事業実施報告の説明を終了します。</p> <p>それでは今、説明のあった箇所や全体を通してご質問等ごさい</p>
会長	

	委員	<p>ますでしょうか。</p> <p>センター啓発・イベント活動についてです。かこがわハートフルフェスタの部分について、課題・改善点として、いまだ参加数の少ない 10 代後半から 20 代の方に対してどのようにアピールしていくかが課題であるといった記載があります。私が実際にウインターステージの「彼らが本気で編むときは、」を見に行った際に感じたことですが、映画の主演が若い人に人気のある生田斗真さんということで、若い人も見に来ているのかなという目線で他の参加者を見ていたのですが、お母さんと一緒に高校生の女の子が 2、3 人来ていたくらいだったので、チラシ等を年代に併せた中学校、高校、大学等にも配布されてはどうかと思いました。</p>
	会長	<p>ご意見ということで、参考にされてはいかがかなと思います。どうしても市の広報等は若い人は見ないので、若い人の目につく媒体は何かという点に着目すれば、また参加者の幅が広がっていくのではないかと思いますので、工夫をお願いします。</p>
	委員	<p>ウインターステージについてですが、映画がよくわからなかったという声を実際にイベントに参加した方から聞きました。映画をただ上映して終わりというのではなくて、せっかく人権文化センターが主体となって行う事業ですので、映画の趣旨や、人権的な意味合い、映画のなかで着目して見るべきポイント等を説明する時間があつたらなお良くなるのではないかと思います。</p> <p>それと人権相談事業について、どういう相談があつたのか報告がありませんでした。これはいつも教えてくださいと申し上げているところなのですが、例えば、DV についての相談が何件あつたとか、そういったことは教えてはもらえないのでしょうか。</p>
	事務局	<p>相談の内容については個人情報となるのでお答えは難しいのですが、相談の多いものとしましては、地域でのトラブルであるとか、ご近所、夫婦関係に関するものであることが非常に多くなっています。人権に関わる重大なものというよりは身近な人権に関する事で相談を受けることが多いと思っております。</p>
	会長	<p>報告書のとりまとめ方として具体的な相談内容について示す必要はないと思いますが、例えばいわゆる女性の人権に関わる相談が何件あつたか、こどもの人権にかかわる相談が何件あつたかといった分類分けをしたうえで数を示すことは可能であると思っておりますので、次回は検討ください。</p>

委員	<p>ハートフルフェスタについては個人的にも、家族や親族を連れて一緒に映画を見に行くことを毎年楽しみにしています。家族や親族と一緒に映画を見に行った帰りに、子どもから人権について話をしてくれたり、ハートフルフェスタに参加した体験をもとに夏休みに人権作文を書いたりするためのいい機会となっています。先生や子どもに配布するチラシも人権文化センターが作ってくれているので、夏の暑いときに涼しいところで、家族仲良く人権について考えられるいい機会だよということで、お伝えさせていただいているんです。毎年山の日に開催なので、山の日はスケジュールを開けるようにしていて、他の人にも山の日にあるからねと伝えていたんですが、今年は8月27日開催予定で、山の日に開催されませんでした。</p> <p>山の日はお盆の時期だし、20日にも人権フォーラムがあるので、参加しやすい日程を選んでこの日になったのかなと思っています。急遽予定を変更し、なるべく一緒に行きたいなということで申込をしたのですが、今まで他の人にも山の日に開催されるからねと言いつけてきたこともあって、今後の開催日程について、お伺いできれば、また周りの人に広めていきたいなと思います。</p>
事務局	<p>ハートフルフェスタの会場については、市民会館となるのですが、今年度については、山の日に貸館の空きがなかったために例年とは違う日程となりました。また、市民会館は利用の2年前から予約をするのですが、来年度についても、貸館の空きがなく、山の日には開催できないということになっております。</p> <p>ただ、今年度は、今申しあげました理由で例年と違う日程で開催となったのですが、各学校の先生方のご協力もいただきまして、定員が1,000名のところ、現在約1,600名の申込がありまして、抽選になるのは確実という状況で担当者としては喜ばしく思っております。</p>
委員	<p>人権アドバイザーについてですが、校区でいいますと12校区なので各公民館に2名で定員は24人以内となりますが、先ほどの説明だと19人ということでした。</p> <p>私たち人権擁護委員も以前は総合福祉会館で人権相談をしておりましたが、現在は人権文化センターや公民館での相談事業があるので、総合福祉会館での人権相談は行わずに、法務局だけでの人権相談を行っています。</p> <p>この報告書を見ますと、研修会や相談など人権アドバイザーが関わる業務自体はすごく多いんですが、人権アドバイザーが24人のところ19人と定員割れの状況ということですよ。</p>

	事務局	<p>我々人権擁護委員も、16名本来いるんですが、そのうち1名については空席で、次の方が見つからない状況です。今、男性の方が定年後も働く方も多かったりして、なかなか人材確保が難しいなどの状況については重々承知はしているんですが、本来は各公民館に2名ずつ配置して相談業務も2名であたるものだと思うのですが、定員より少ない人数しかいなければ、本来の担当公民館以外の相談業務については持ち回りで行っているのでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりとなります。今年度はアドバイザーは19人で活動しております。人数が足りない場合は業務を持ち回りで行ったり、都合がつかなければ、人権文化センター職員が相談業務にあたるなどして、相談対応自体は、必ず2名体制で行っております。</p>
	委員	<p>人権相談についての質問です。相談業務は非常に重要だと思います。ただ報告書には人権相談ダイヤルについては、相談件数だけが記載されている。これは完全な分析の不足だと思います。もっと、どういう分類がされて、こんな問題でそういうふうになったと、それは開示すべきだと思います。これは絶対的な分析の不足ですよ。それともう一点、加古川社協も同じ業務をやっているんですけど、それとの連携はどうなっていますか。</p> <p>あるいは、県や国も例えば、いのちの電話などいろいろ相談ダイヤルを設けていると思いますが、それとの連携はどうなっているんですか。</p>
	事務局	<p>分析については、どういった相談が何件あってというのは既に終わっています。受けた相談についても、施設内では内容を職員が共有して、対応にあたっております。ただ、今までもどういう相談があったのかというところについて公にしていけないということで、今回もこのような資料となりましたが、本日、ご指摘を頂戴しましたので、資料にどこまで記載するかについて検討させていただきたいと思います。</p>
	委員	<p>分析自体はされているわけですね、それならそれでよいのですが、ここで問題となるのは、相談されてきた方がきちんと納得されたかどうかというところなんです。それはちゃんと数値をとっていますか。いい加減な相談対応をして、相手の相談から逃げるといふこともあり得るし、そこはきちんとした数を把握しているんですか。</p>

事務局	<p>対応については、基本的には傾聴に努めさせていただいております。問題が解決したかどうかについては、相手の心情、判断にもよるところなので、把握が困難ですが、1回の相談につき、おおよそ30分から1時間くらい、じっくりと時間をとってお話を聞かせていただいております。必要と判断した場合は、専門の窓口をご案内させていただいております。今までのところ、「楽になった」等言われて相談を終えられることが多く、相談の結果苦情に繋がるということも今のところございません。</p>
委員	<p>先ほどお伺いした、国や県、加古川社協との連携について教えてください。</p>
事務局	<p>相談者のお話をお伺いして、急な対応を要するものについては専門機関等と調整することもございますが、県や社協と情報の共有といったことはしておりません。</p>
委員	<p>連携をするつもりがあるのかということを知りたいです。</p>
事務局	<p>完全に秘密にするということで相談を受けている以上、個別の事案について、連携を行うということは考えておりません。</p>
委員	<p>人権擁護委員も、小中学生に向けてSOSミニレターというものを送っておりまして、それに悩みを書くと切手を貼らなくても神戸地方法務局へ届くようになっています。法務局へ届いたものが加古川の学校からのものだったら、加古川の法務局へ神戸の法務局から送られてきて、それを人権擁護委員が見て、対応をしております。相談内容について、こういったものが何件あってというのは勿論把握はしておりますけども、それを学校へ伝えるということはしておりません。それは法務局の中だけの情報であって、それを公にしない、できないのは、先ほど人権文化センターのお答えにもありましたが、それはそうだと思います。SOSミニレターを各学校へ持って行って、今年も法務局としてこういう事業をやるのでよろしく願いますというときでも、法務局側で把握している数値を校長先生に伝えることはありません。先ほどの連携という点については、我々擁護委員も専門家ではありませんので、緊急対応を要するような問題であると判断すれば、学校なり児童相談所と連携をとりますが、相談の内容によってはお返事の手紙を書いたりするだけでも、相談者からありがとうと言われることもあります。相談ってというのは難しいもので、はっきりと答えが出ないものも実際は多いんです。我々も総合福祉会館や法務局で相談を受けるなかで、非常に重たい内容のものも勿論ありま</p>



		<p>すが、語弊があるかもしれませんが、そこまで悩むものかな、といったものまで色々あります。そして国や県に、そういったものまで共有する必要もあるのかなとも思います。</p>
委員		<p>私はプライバシーを見えないようにした形で、公表することが必要じゃないのかなと思います。全市民に公表しろとまでは言わないですけど、少なくとも学校には情報を入れるべきだと思うんですけど、それは人権擁護委員は学校には言ってないということですか？</p>
委員		<p>とても大変な問題で、これはお知らせしなくてはならないと判断すれば学校へ出向くこともございますが、この児童がこんな相談をしてきてといった報告等を逐一することはしておりません。子どもは、学校にも親にも相談できないから手紙を書いて出しているんです。</p>
委員		<p>個人が特定できないような形で、人権文化センターや学校に言うべきではないんですか。</p>
会長		<p>相談というのは、守秘義務があることが大前提で、学校には絶対言わないということで相手も安心して相談してきているものなので、相談内容を学校に伝えることは出来ません。伝えてしまった時点で信頼関係が崩れてしまって相談自体が成り立たなくなります。ただ、ケースバイケースということもあって、相談の傾向を掴むことも勿論重要なことなので、先ほどの資料にあった相談件数の示し方などは、市民に公開するということはせずとも、あくまで審議会のなかだけで公開するということがなら、どこまで示せるかということは事務局に検討していただければと思います。</p> <p>これで議事の「人権文化センター事業について」を終わります。次に「その他」となっておりますが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局		<p>3点、ございます。</p> <p>1点目は、次回の審議会の開催予定についてですが、これは2月ごろを予定しております。皆様お忙しい時期ですが、早めに調整をさせていただきたいと存じますので、ご出席のほどよろしく申し上げます。</p> <p>2点目は、「全国部落調査」復刻版出版事件裁判判決に関することです。これに関しまして、最近判決が出ましたので、事務局より簡潔にご説明させていただきます。</p>

		<p>情報共有させていただきたいこととしまして、「示現舎（じげんしゃ）」が行った、全国の被差別部落が掲載された書籍の出版の計画、及びウェブサイトでの公開に対して、出版の差止めやデータの削除などを求めている裁判につきまして、先日の6月28日に東京高等裁判所で第2審の判決が出されました。</p> <p>第1審に引き続き、原告の住所や本籍がある地域を含む都道府県ごとのリストや個人情報などについて出版やウェブサイトのほか、第三者を通じての放送や映像化なども含むあらゆる方法で公表しないことと賠償が命じられました。</p> <p>裁判長は、「人生に与える影響の大きさや、ネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは、差別を受けない権利の侵害にあたる」と指摘しています。また、「出身でなくてもルーツがあることで差別を受けるおそれがある」として、原告の救済の範囲を、1審では現在の住所地・本籍地が記載されている人に限られていたところ、第2審では親族がいる人や過去に住所がある人にも範囲を広げました。</p> <p>このように、部落差別に対して注目すべき動きがありましたので、この場をお借りして、情報共有をさせていただきます。</p> <p>3点目につきましては、差別的な事象に関連する内容と考えられますので、非公開とさせていただきたいと思っておりますが、会長いかがでしょうか。</p>
会長		<p>この会議が始まる前に事務局からこういった差別事象であるのかということ事務局から説明を受けました。非公開とするか否かは（審議会規則により）私の判断になるのですが、内容を鑑みるに、非公開として扱ったほうが適当であると思います。</p>
事務局		<p>それでは、ここからは非公開となりますため、傍聴人の方は、退席をお願いします。なお、この後は閉会となりますので、お帰りいただいても差し支えございません。</p>
会長		<p>（非公開部分）</p> <p>それでは、これもちまして、議長の役を終わらせていただきます。</p>
事務局		<p>委員の皆さまには、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、閉会にあたり会長よりごあいさつをお願いしたいと思います</p>

	<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>ます。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、令和5年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
--	----------------------	---